

上田市教育大綱（改訂案）の概要

1 策定根拠及び計画の位置づけ

根拠

- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」第1条の3第1項
＜改正法：平成26年6月20日交付、平成27年4月1日施行＞

「地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。」

位置づけ

- ・第三次上田市総合計画前期まちづくり計画に掲げる教育、文化振興分野の施策及び関係する個別計画に掲げる施策推進にあたっての共通の根本的方針
- ・平成27年4月1日施行の改正法に基づき、平成28年3月に初めての上田市教育大綱を策定。その後、上田市総合計画まちづくり計画の策定に合わせて、5年ごとに時代に即した改訂を行うもの

2 大綱の構成及び内容

① 上田市教育の基本理念 …大綱本体 3 ページ

- ・教育の原点である人づくりのビジョンを掲げます。
- ・教育施策全体(子ども・学校教育、生涯学習・スポーツ、文化・芸術分野)のビジョンとして、子どもたちを中心に、すべての世代を対象とします。

② 教育各分野において目指すべき人づくり・地域づくりの方針 …大綱本体 3-4 ページ

- ・基本理念を踏まえ、教育各分野において目指すべき人づくり並びに人を育む地域づくりの方針を掲げます。

3 期間

令和8年度から令和12年度(第三次上田市総合計画前期まちづくり計画と同様)